

1 この明細書について

この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間(法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りません。))による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第80条第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じ。)(法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除きます。)又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じ。)において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度(令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じ。)において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第321条の8第23項若しくは地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。)附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第321条の8第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付して1通を提出します。

また、市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

※上記「10年以内に開始した事業年度」が平成20年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「7年」に、平成30年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「9年」と読み替えます。

※平成22年9月30日以前に解散した法人が第21号様式の申告書を提出する場合、旧様式が適用されますのでご注意ください。

2 「控除対象還付法人税額」又は「控除対象個別帰属還付税額」の繰越控除制度の概要(法第321条の8第23項)

「控除対象還付法人税額」と「控除対象個別帰属還付税額」の繰越控除は、法人税での欠損金の繰戻還付額を法人市民税で繰越控除する制度です。欠損金の繰越控除と繰戻還付について、国税の法人税と法人市民税での取扱い、概略は次のようになっています。

	法人税での取扱い	法人市民税での取扱い
欠損金の繰越控除	直接的に繰越控除できる。	直接的な繰越控除はしないが、間接的繰越控除ができる。
欠損金の繰戻還付	(i) 直接的に還付を受けられる。	(ii) 還付を受けられない。 代わりに、国税での還付額を独自に繰越控除する調整措置を導入

法人税の所得計算は、当期の損益だけで行い、別の期の損益は用いないのが原則です。

しかし、欠損金については、翌期以降へ繰越してその所得から控除(繰越控除)できる制度と前期以前へ繰戻してその所得相当額から還付(繰戻還付)を受けられる制度が、法人税で設けられています。

※繰越控除では当期開始の日から10年以内に開始する期の所得まで繰越しができ、繰戻還付は当期開始の日前1年以内に開始する期の所得まで繰戻しができます。
なお、繰戻還付制度は、中小企業者等(法人税法第66条第6項第2号に掲げる法人に該当するものを除く)以外の法人について、原則、適用停止とされており、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度においては除きます。

欠損金について、法人税で繰越控除を行うか、繰戻還付を行うか、によって法人市民税での取扱いが違ってくるのは不公平であることから、法人税で行った欠損金の繰戻還付の金額について、法人市民税では還付の代わりに、独自に直接的に繰越控除を行うための調整措置が設けられています(ii)。

この調整措置では、単体申告法人の欠損金の繰戻還付額を「控除対象還付法人税額」といい、連結申告法人の連結欠損金の繰戻還付に係る個別帰属額を「控除対象個別帰属還付税額」といいます。

3 各欄の記載のしかた

表の各欄は、上段から一段ごとに記載し、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した連結事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
「事業年度又は連結事業年度」の各欄と「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額」①の各欄	これらの各欄は、法人税で繰戻還付を受けて、控除対象還付法人税額が生じた事業年度とその金額の組み合わせ、又は控除対象個別帰属還付税額が生じた連結事業年度とその金額の組み合わせを古いものから順次記載します。
「既に控除を受けた額」②の各欄	①の金額のうち、前期以前にこの控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
「控除未済額①-②」③の各欄	「①-②」の金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額⑤」の金額)をそれぞれ記載します。
「当期控除額」④の各欄	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額(3)においては、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額)を超えない範囲内で記載します。 (1) 第20号様式を提出する法人(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除きます。) (i) この明細書の④の「計」の欄の金額 (ii) 第20号様式の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第20号様式別表1を提出する法人 (i) この明細書の④の「計」及び第20号様式別表2の6の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ii) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額 (3) 第20号様式別表1の2を提出する法人 (i) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 (i) この明細書の恒久的施設帰属所得に係る④の「計」の欄の金額

	(ii) 第20号様式別表1の2(イ)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (ロ) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 (i) この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る④の「計」の欄の金額 (ii) 第20号様式別表1の2(ロ)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (4) 第20号様式別表1の3を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額及び④の欄の金額の合計額を控除した金額
「翌期繰越額」⑤の各欄	「③－④」の金額をそれぞれ記載します。
下から2段目の「当期分」の欄	当期に法人税で繰戻還付を受ける金額を①、③、⑤の各欄に記載します。

法第321条の8第24項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第28項又は令和2年旧法第321条の8第13項若しくは第16項に規定する被合併法人等の控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)があるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額とを区分し、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載します。

この「控除未済還付法人税額」とは、適格合併等があった場合で、当該被合併法人等の前10年内事業年度(適格合併等の日前10年以内に開始した事業年度)において生じた控除対象還付法人税額のうち、当該前10年内事業年度について法人市民税確定申告書を提出していること等の要件を満たすもので、当該被合併法人等において控除が未済である部分のことで、これが生じた前10年内事業年度それぞれの開始の日の属する合併法人等の事業年度又は連結事業年度の控除対象還付法人税額とみなされます。

この「控除未済個別帰属還付税額」とは、適格合併等があった場合で、当該被合併法人等の前10年内連結事業年度(適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年度)において生じた控除未済個別帰属還付税額のうち、当該前10年内連結事業年度について法人市民税確定申告書を提出していること等の要件を満たすもので、当該被合併法人等において控除が未済である部分のことで、これが生じた前10年内連結事業年度それぞれの開始の日の属する合併法人等の事業年度又は連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とみなされます。

令和5年10月

京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)